別紙様式第21号の２　（表） ［略］ （裏） ［略］ ４　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、５日以内にこの証を組合に返して下さい。 ［略］ 備考　［略］	**別紙様式第21号の２**　（表） ［同左］ （裏） ［同左］ ４　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、５日以内にこの証を組合に返して下さい。 ［同左］ 備考　［同左］
別紙様式第21号の２の３　（表） ［略］ （裏） ［略］ ４　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［略］ 備考　［略］	**別紙様式第21号の２の３**　（表） ［同左］ （裏） ［同左］ ４　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［同左］ 備考　［同左］
別紙様式第21号の３　（表） ［略］ （裏） ［略］ ４　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［略］ 備考　［略］	**別紙様式第21号の３**　（表） ［同左］ （裏） ［同左］ ４　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［同左］ 備考　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証及び別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。